

新型コロナウイルス感染症の拡大防止、人流抑制等の影響を受ける事業や生活・暮らしへの支援、「ウィズコロナ」下での社会経済活動の再開等により地方創生を図るため、地方公共団体が地域の実情に応じて必要な事業を実施できるよう、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を増額する（あわせて検査無料化のため検査促進枠を新設）。

1. 補正予算計上額 6.8兆円 〔うち 地方単独分 1.2兆円、国庫補助事業の地方負担分 0.3兆円、
検査促進枠分 0.3兆円、協力要請推進枠等分 5.0兆円〕

2. 所管 内閣府（地方創生推進室） ただし、各府省に移し替えて執行

3. 交付対象等

(1) 交付対象 : 実施計画を策定する地方公共団体（都道府県・市町村）

(2) 交付方法 : コロナ対応にかかる国庫補助事業の地方負担と地方単独事業のそれぞれの所要経費に対し、交付限度額を上限として交付金を交付。

協力要請推進枠等分は、営業時間短縮要請等に係る事業者への協力金等の支払に対して交付。

検査促進枠分は、登録事業者が無料で行うPCR・抗原定性等検査への支援に対して交付。

(3) 交付限度額※ : ①感染症対応分（0.5兆円）

（地方単独事業分） 人口・事業所数を基礎に、感染状況等に基づき算定

②地域経済対応分（0.5兆円）

人口、年少者・高齢者の比率、財政力等に基づき算定

※地方単独分1.2兆円のうち1兆円を先行して交付することとし、2,000億円は今後の感染状況等を踏まえた対応のために留保

4. 使途（協力要請推進枠等分及び検査促進枠分を除く）

地方公共団体が地域の実情に応じて実施する以下のような取組に充当

- ・ 感染防止策の徹底に向けた対応
- ・ 感染症の影響により厳しい状況にある方々の事業や生活・暮らしの支援に向けた対応
- ・ 「ウィズコロナ」下での社会経済活動の再開に向けた対応

※中小企業への支援や雇用の創出に資する事業等について、国の施策を補完する地方公共団体独自の措置にも積極的に活用。